

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日が休日には、その日に當る)

鳥取県告示第千九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による赤波地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告

示

字の区域の変更等

家畜伝染病の発生

土地改良区の定款の変更の認可（三件）

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（二件）

土地改良事業計画の変更

土地改良事業の認可申請の適否の決定（五件）

土地改良事業の認可

土地改良法による換地処分

保安林の指定

都市計画法第六十六条による告示

目

次

告 示

大字赤波字繩手

大字赤波字繩手	区域を変更する字の名称
迦堂	同上の区域（昭和六十一年三月十三日現在の地番による。）

大字赤波字繩手迦堂のうち一三の三、一二二の一、一二四の二、一二五の二、一二六の四、一二六の八から一二六の一までと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字赤波字繩手迦堂のうち一二一の三、一二二の一、一二四の二、一二五の二、一二六の四、一二六の八から一二六の一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字赤波字繩手迦堂一 一三の三、一二五から一一七までと一体をなす国有地の一部

大字赤波字繩手のうち一三六の二の一部、一三六の四、一三六の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字赤波字梅ヶ坪一四七の一の一部、一四八の一の一部、一四八の二から一四八の七まで、一四九の一から一四九の四ま

		大字赤波字梅ヶ坪
大字赤波字イナリ	河原	大字赤波字梅ヶ坪のうち一四七の一の一部、一四八の一の一部、一四五の二、一四八の二から一四八の七まで、一四九の一から一四九の四まで、一五三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字赤波字イナリ	河原	大字赤波字梅田一二の三の一部、一二二の一、一二四の一の一部、一二五の二、一二六の四、一二六の八から一二六の一まで及びこれらと一体をなす国有地
大字赤波字イナリ	河原	大字赤波字繩手一三六の一の一部、一三六の四、一三六の五及びこれらと一体をなす国有地
大字赤波字イナリ	河原	大字赤波字井垣一六〇の一部、一六一の三の一部、一六四の一部、一六四の二及びこれらと一体をなす国有地
大字赤波字イナリ	河原	大字赤波字下河原ノ甲一六五、一六六の一部、一六七の一部、一六八、一六九の一部、一七二の一部、一七三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字赤波字イナリ	河原	大字赤波字下河原ノ甲のうち一六五、一六六の一部、一六七の一部、一六八、一六九の一部、一七二の一部、一七三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字赤波字イナリ	河原	大字赤波字神田一二の三の一部及びこれと一体をなす国有地
大字赤波字イナリ	河原	大字赤波字井垣一六〇の一部、一六一の一、一六一の二、一六一の三の一部、一六一の四及びこれらと一体をなす国有地の大字赤波字中河原一八六の一及びこれと一体をなす国有地の一部
大字赤波字イナリ	河原	大字赤波字前田五一と一体をなす国有地の一部
大字赤波字イナリ	河原	大字赤波字中河原のうち一八六の一、一九九の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字赤波字イナリ	河原	大字赤波字中河原一九九の一及びこれと一体をなす国有地

	大字赤波字妻ノ神	大字赤波字妻ノ神のうち二三六及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
田ノ前	大字赤波字大田	大字赤波字宮ノ前四六六の一の一部、四六七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
田ノ前	大字赤波字宮ノ前	大字赤波字宮ノ前四六六の一の一部、四六七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
田ノ前	大字赤波字澤	大字赤波字澤田四八四の一の一部、四八六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
田ノ前	大字赤波字澤田	大字赤波字澤田のうち四八四の一の一部、四八六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
田ノ前	大字赤波字澤田前	大字赤波字澤田五二一から五二三まで、五二四の一、五二四の二、五二五、五二七の一、五二七の九、五二八の一、五二八の六、五二八の七及びこれらと一体をなす国有地の一部
田ノ前	大字赤波字堂	大字赤波字堂ノ前田のうち五二一から五二三まで、五二四の一、五二四の二、五二五、五二七の一、五二七の九、五二八の一、五二八の六、五二八の七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
田ノ前	大字赤波字堂前	大字赤波字堂ノ前田のうち五二一から五二三まで、五二四の一、五二四の二、五二五、五二七の一、五二七の九、五二八の一、五二八の六、五二八の七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
川口	大字赤波字石	大字赤波字石川口の全域

				体をなす国有地の一部
鹿ノ平 大字赤波字女	大字赤波字タ イ田	大字赤波字タ イ田	大字赤波字女鹿ノ平のうち七〇二の一、七〇二の四及びこれ らと一体をなす国有地の一部以外の区域	
大字鷹狩字下 大興寺道ノ下上	大字鷹狩字上 大興寺山際	大字鷹狩字上 大興寺山際	大字鷹狩字上大興寺道ノ下のうち三四〇の一部、三四一の一 部、三四二から三四四まで、三四四の一、三四五及びこれら と一体をなす国有地の一部以外の区域	
大字鷹狩字中 大興寺山際	大字鷹狩字中 大興寺山際	大字鷹狩字中大興寺山際	大字鷹狩字上大興寺山際のうち三四七、三四七の一、三四八 から三五五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字赤波字妻ノ神二二六及びこれと一体をなす国有地の一部 なす国有地の一部以外の区域	
大字鷹狩字通 り谷	大字鷹狩字通 り谷	大字鷹狩字上大興寺山際三四七の一部、三六〇から三六二ま で及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字鷹狩字下大光寺三九四の一部、三九五の一部及びこれら と一体をなす国有地の一部	大字鷹狩字上大興寺山際三四〇の一部、三四一の一部、三 四二から三四四まで、三四四の一、三四五及びこれらと一体 をなす国有地の一部 大字鷹狩字下大光寺のうち三八五と一体をなす国有地の一部以 これらと一体をなす国有地の一部以外の区域	
大字鷹狩字下 大興寺	大字鷹狩字下 大興寺	大字鷹狩字下大光寺のうち三九四の一部、三九五の一部及び これらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字鷹狩字下大光寺のうち三九四の一部、三九五の一部及び これらと一体をなす国有地の一部以外の区域	

鳥取県告示第十九十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和六十年十一月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 邑 次

病家畜種類染	種家畜類の	区分	頭數	発生年月日	発生場所	飼養場所
豚丹毒	豚	患畜	一	昭和六十年一月十八日	西伯郡名和町大字小竹二二九一之一	西伯郡淀江町大字福岡

鳥取県告示第十九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大鵬土地改良区の定款の変更を昭和六十年十一月二十一日認可し

たので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、中山町畠地土地改良区の定款の変更を昭和六十一年十一月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年十一月二十六日
鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を昭和六十一年十一月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千九十九号

久米ヶ原地区改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）久米ヶ原地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市横田一〇二一久米ヶ原土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百号

久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）久米ヶ原地区農道整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（土地改良総合整備事業大鴨地区農道整備、農業用用排水及び暗渠よ排水を一体としたもの）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出
- 五 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）米積地区農道整備と農業用用排水を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五号（第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦より告示し、次のとおり縦覽に供する。

昭和六十一年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覽に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覽に供する期間

昭和六十一年十一月二十七日から三十日間

三 縦覽に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百三号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中河原

地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覽に供する。

昭和六十一年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覽に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覽に供する期間

昭和六十一年十一月二十七日から三十日間

三 縦覽に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百四号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中河原地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したの

で、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

て準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月二十六日

昭和六十年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百六号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中河原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県告示第千百五号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中河原地区客土）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和60年11月26日 火曜日

鳥取県公報

昭和六十年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業に係る赤波地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

三 縦覧市役所

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月二十七日から三十日間

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

鳥取県告示第千百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（河内）地区農道整備）を昭和六十年十一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和六十年十一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字岩屋堂字ヤン谷三二八の一から三三二八の三まで
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - (二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 1 立木の伐採の限度
 - 2 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年十一月二十六日

鳥取県告示第千百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十二条第一項の規定による
都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、
次のとおり告示する。

- 一 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業三・四・十皆生温泉環状線
- 二 施行者の名称
鳥取県
- 三 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目二二〇
- 四 事業地の所在
1 収用の部分 米子市皆生字温泉地内
2 使用の部分 なし